

国内外における税務情報開示の事例紹介

June 2019

In brief

日系企業では、海外事業の拡大やBEPSプロジェクトによる世界的なコンプライアンス強化の動き等に伴い、グループが抱える税務リスクの規模や複雑性が増大しています。また、企業の税務に対して、税務当局だけでなく、株主・投資家、メディアや消費者等が高い関心を示すようになってきています。

企業グループとして、こうした税務を取り巻く大きな潮流に適応し、多様な利害関係者に対して税法上の要請や財務報告等における税務情報の開示を適切に行い、説明責任を果たしていくことが必要となっています。これを実現するため、日本親会社を中心にグループの税務に関する指揮・統制を図り、管理する仕組みである税務ガバナンスを整備することが重要な課題となってきています。

今回は、最近の税務情報開示について、国内外の事例を紹介します。

In detail

英国では、2016年より税務戦略の開示が義務化されています。一定の規模を超える大規模グループ法人の英国子会社等は、自社の税務戦略をホームページにて、税務戦略(税務リスクの管理方法、許容可能な税務リスク、税務プランニングについての考え方及び税務当局との協力体制)を公開する必要があります。本制度は、英国に子会社等を有する日系企業にとって、グループの税務戦略の策定を促進するきっかけとなりました。

一方、日本では、以下のような税務情報を、税務署へ提出又は株主等へ公表する必要があります。税務情報ごとに適用される企業は限られますが、日本における税務情報開示の潮流を知る上で参考になると考えられます。

1. 移転価格文書

企業グループの連結売上高が一定額以上の場合、親会社は事業概況報告事項(マスターファイル)及び国別報告事項(CbC レポート)を、最終親会社会計年度末日の翌日から1年以内に税務署へ提出する必要があります。

2. IFRS 導入企業の有価証券報告書における不確実な税務処理の開示

IFRS導入企業は、IFRSに基づき税効果会計を含め税金勘定の計算を適切に行い適正な財務開示を行うことが求められます。特に、不確実な税務処理に関しては、これまで実務上の対応にばらつきが生じていましたが、IFRIC第23号「法人所得税の処理に関する不確実性」が公表され、2019年1月1日以後に開始する事業年度の期首から、この指針に基づき適切な対応を行うことが必要となります。上場企業の場合には、必要に応じて、有価証券報告書上に不確実な税務処理を開示する必要があります。

3. 税務コーポレートガバナンスの取組による税務方針等の公表を推奨

国税庁は、国税局所属の特別国税調査官が所掌する法人に対して、「税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組」(以下、税務 CG)を実施してきています。本取組において、税務に関するコーポレートガバナンスの状況が良好で税務調査の必要度が低いと認定された法人は、次回税務調査までの期間が延長又は次回調査期間が短縮されます。

2019年6月3日に、税務 CGに関する事務実施要領が改正されました。これによれば、税務 CGの確認項目の評価ポイントとして、新たに、税務方針等の公表が加えられました。具体的な取組事例として、税法遵守、適正納税に向けた体制整備、適正なグループ内取引の実施等を明記した税務方針を社訓等とは別に策定し、その内容を企業のホームページに掲載することが紹介されています。

このような税務情報の開示が進む中、企業はグループ内の正確な税務情報をタイムリーに収集し、かつ開示すべき情報を峻別していく必要があります。これを着実に実行するためには、その基盤として、税務ポリシー等の導入、親会社と子会社の役割の明確化、レポートラインの確立、そしてテクノロジーの活用等を図り、税務ガバナンスを整備・強化することがますます重要になってきています。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人

〒100-6015 東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号 霞が関ビル 15 階

電話 : 03-5251-2400(代表)

Email: pwcjapan.taxpr@jp.pwc.com

www.pwc.com/jp/tax

パートナー

白崎 亨

シニアマネージャー

中原 拓也

PwC 税理士法人は、PwC のメンバーフームです。公認会計士、税理士など約 680 人を有する日本最大級のタックスアドバイザーとして、法人・個人の申告をはじめ、金融・不動産関連、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 158 カ国に及ぶグローバルネットワークに 250,000 人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2019 PwC 税理士法人 無断複写・転載を禁じます。

PwC とはメンバーフームである PwC 税理士法人、または日本における PwC メンバーフームおよび(または)その指定子会社または PwC のネットワークを指しています。各メンバーフームおよび子会社は、別組織となっています。詳細は www.pwc.com/structure をご覧ください。